

市・県民税の申告、確定申告のご案内

申告受付期間は2月16日(金)～3月15日(金)

**市役所西庁舎 および 各地区会場の開設日時を
受付日程表でご確認のうえ、ご来場ください。**

税務課市民税係 ☎ ②5 1 1 3 4

申告は、昨年1年間の収入の総決算であり、公平な課税資料や証明資料になる大切なものです。申告に必要な帳簿や書類の整理をして期限内に申告を済ませましょう。

確定申告は、昨年1年間に得たすべての所得を自身で計算し、算出した所得税を国に納付する申告制度です。

確定申告

申告書などが送付されなかったかたについても、下記の「申告が必要なかた」に該当する場合は、申告をお願いいたします。

市・県民税の申告

市では次の申告について、いずれの会場でも受け付けできません。いせシティプラザにて申告をお願いします。

※「税務署からのお知らせ」欄をご覧ください。

- 土地建物・株式・先物取引の譲渡所得、山林所得
- 青色申告、損失の繰り越し、雑損控除
- 住宅借入金等特別控除 ○消費税
- 贈与税 ○令和4年分以前の確定申告
- 修正申告および更正の請求
- 令和5年中に事業を始められたかた



市役所西庁舎および各地区会場での申告受付日については、9ページの受付日程表をご確認ください。各地区会場が開設している日において、市役所西庁舎の会場は閉所しておりますのでご注意ください(2月27日(火)・3月6日(水)を除く)。ただし、収入のないかたや、ご自身で申告書を作成されたかたについては、市役所西庁舎2階税務課窓口にて常時受け付けております。



申告受付日

令和6年1月1日現在で市内に住所のあるかたや、市の国民健康保険に加入しているかたは申告が必要です。くわしくは、10ページのフローチャートにて、申告の要否を確認してください。

申告が必要なかた

伊勢税務署では、いせシティプラザ(伊勢税務署西側)で、受け付けます。くわしくは、11ページの「税務署からのお知らせ」欄をご覧ください。

申告に必要なもの

対象	申告に必要なもの
全員	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバー確認書類 (マイナンバーカードまたはマイナンバー入りの住民票の写しでも可) ●本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など) ●筆記用具(黒色ボールペン)、計算機
給与、年金所得	●給与、年金などの源泉徴収票
事業、漁業 農業、不動産所得	●収支内訳書
生命保険料控除 地震保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> ●生命保険料の控除証明書 ●地震保険料の控除証明書

対象	申告に必要なもの
医療費控除	●医療費控除の明細書
社会保険料控除を受けるかた	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険税納付額通知書 (税務課より1月22日発送済) ●後期高齢者医療保険料・介護保険料額のお知らせ (市民課・健康福祉課より1月26日発送済) ●国民年金保険料控除証明書
寄附金控除	●寄附金の領収書または受領証明書
障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者手帳 ●障害者控除対象者認定書 ※社会福祉事務所で発行

受付日程表

※土曜・日曜日および祝日は申告会場は閉所しております。

日時	市役所会場			各地区会場		
	受付時間	対象地区	会場	受付時間	対象地区	会場
2月16日(金) 26日(月)	9:00～12:00 13:00～15:30	全地区	市役所西庁舎 4階・大会議室	開設していません		
2月27日(火)	9:00～12:00 13:00～15:30	全地区	市役所西庁舎 4階・大会議室	10:30～13:00	桃取	桃取コミュニティセンター
2月28日(水)	開設していません			8:45～13:30	菅島	菅島老人憩の家
2月29日(木)	開設していません			8:45～13:30	答志・和具	答志コミュニティアリーナ
3月1日(金)	開設していません			9:00～15:00	神島	神島開発総合センター
3月4日(月)	開設していません			10:00～11:30	石鏡	石鏡公民館
				13:00～15:30	浦村	本浦公民館
3月5日(火)	開設していません			9:30～11:30	松尾・白木	岩倉老人憩の家
				12:30～14:30	若杉・河内・岩倉	
3月6日(水)	9:00～12:00 13:00～15:30	全地区	市役所西庁舎 4階・大会議室	9:00～12:00	坂手	坂手公民館
3月7日(木)	開設していません			9:00～15:00	相差・畔蛸	鳥羽磯部漁協相差支所 女性等活動拠点施設
3月8日(金)	開設していません			10:00～11:00	千賀・堅子	鳥羽磯部漁協相差支所 女性等活動拠点施設
				11:30～13:30	国崎	
3月11日(月) 15日(金)	9:00～12:00 13:00～15:30	全地区	市役所西庁舎 4階・大会議室	開設していません		

※各地区会場が開設している日において、市役所西庁舎の会場は閉所しておりますのでご注意ください(2月27日(火)・3月6日(水)を除く)。

※税務署職員への申告相談を希望するかたは、2月20日(火)に市役所西庁舎の会場へお越しください。

※所得税の確定申告をする場合は市・県民税の申告は不要です。

申告受付のオンライン予約について

市役所西庁舎での申告において、予約を受け付けます。スマートフォンなどで下記のQRコードを読み取り、**予約希望日の前日まで**に手続きを完了してください。また、税務課窓口に予約用タブレットを設置しておりますので、ご利用ください。予約枠には限りがありますので、お早めに予約をお願いします。

※市役所西庁舎での申告のみ予約が可能で、各地区会場の予約はできません。

※電話での予約はできません。

例年、初日、2日目および各日の午前中は大変混雑します。混雑を避けるために事前予約や、日程・時間をずらしてのご来場をご検討ください。



オンライン予約

予約受付期間について

予約受付期間 2月1日(木) 午前8時30分～3月14日(木) 午後5時15分(24時間受付可)

※税務課窓口の予約用タブレットの利用は、市役所開庁時(平日 午前8時30分～午後5時15分)のみとなります。

申告会場(市役所西庁舎)に来場されるかたへ

予約をしていない場合でも申告はできますが、予約したかたを優先してご案内いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

※各地区会場の予約はできません。来場順にご案内いたします。

令和6年度(令和5年分) 申告フローチャート

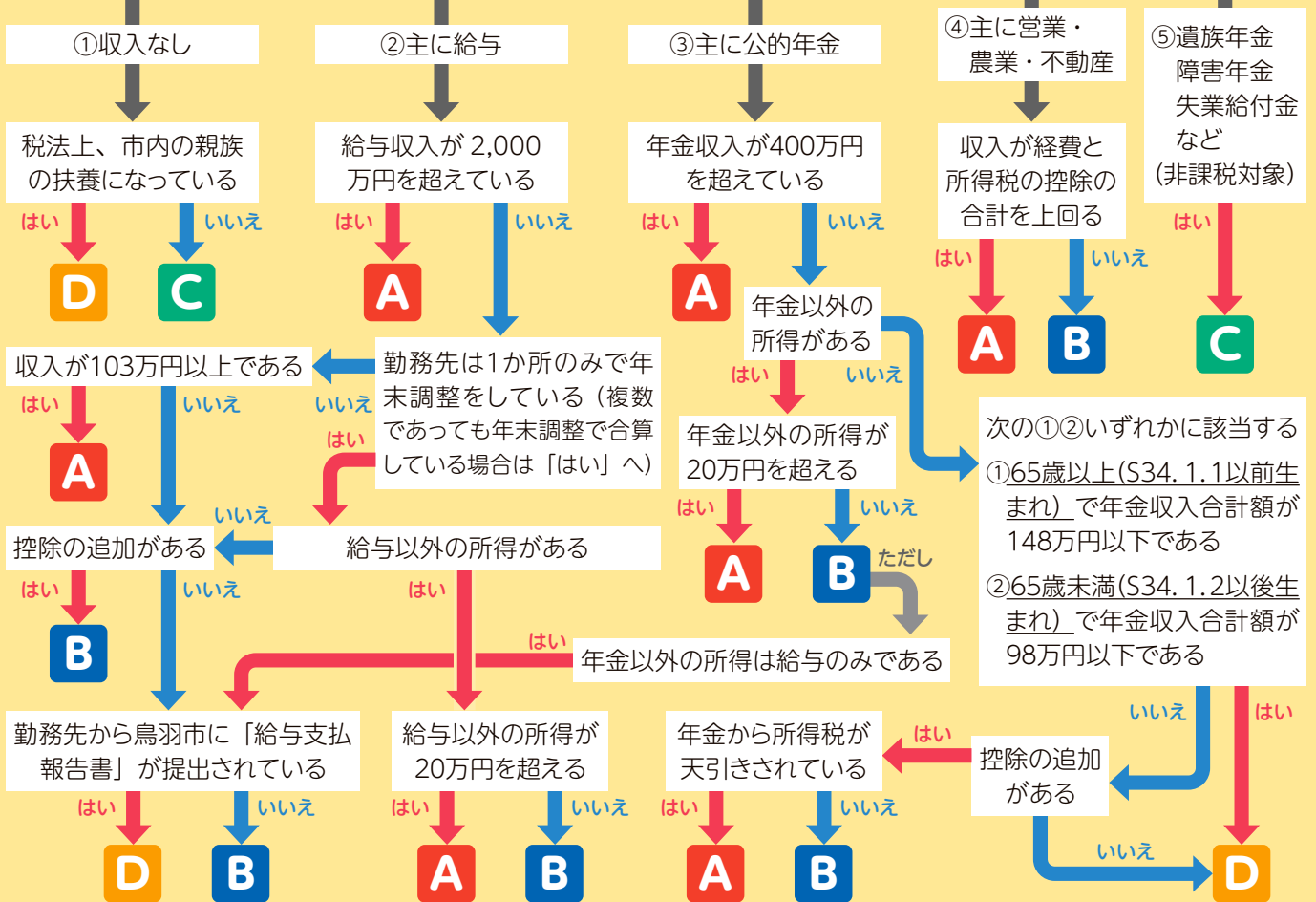
あなたは申告する必要があるでしょうか？
チャートを使って確認してみましょう。

スタート

令和6年1月1日現在、
鳥羽市に住んでいましたか。

鳥羽市には申告不要です。
令和6年1月1日に住んでいた
市区町村に相談してください。

令和5年中(2023年中)にどのような収入がありましたか？(非課税所得は⑤へ)



- A** 所得税の確定申告が必要です
所得税の確定申告書を提出すれば、市・県民税の申告は不要となります。確定申告書の2表の「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は、必ず記入してください。
※源泉徴収税額の関係から、控除を追加しても還付にならない場合があります。
- B** 市・県民税の申告が必要です
ただし、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付申告を行う場合は、伊勢税務署または申告期間中の鳥羽市への確定申告書の提出が必要となります。
- C** 市・県民税の申告が必要になる場合があります
所得・税金に関する証明書を取得する場合や国保税の軽減措置などを受ける場合は、市・県民税の申告が必要になります。
- D** 確定申告および市・県民税の申告は不要です
ただし、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付申告を行う場合は、伊勢税務署または申告期間中の鳥羽市への確定申告書の提出が必要となります。

市・県民税申告書の郵送提出について

会場での待ち時間もなく、自宅でご自身の都合のよい時間に作成できるため、ぜひ活用してください。

【申告に必要な書類】

- 作成済の申告書 ※収入や控除に関する書類(写し可)を添付してください。
 - 本人確認書類(免許証など)の写し および マイナンバー確認書類などの写し
- ※申告書の控えが必要な場合は、作成した申告書をコピーのうえ、原本、コピーした申告書、返信用封筒(住所・氏名を記入のうえ、切手(84円)を貼ってください)を同封してください。

医療費控除の明細書および収支内訳書の事前準備について

以下に該当するかたは、申告会場に来場される前にあらかじめ自宅で作成をお願いします。

●医療費控除を受けるかた → 「医療費控除の明細書」の作成が必要です

※医療機関発行の領収書のみでは医療費控除の適用は受けられません。

医療費控除の明細書の作成が必須です。

※各人別、病院・薬局ごとに集計し、健康保険や生命保険などで補てんした金額は差し引いて作成してください。

●事業・漁業・農業・不動産所得があるかた → 「収支内訳書」の作成が必要です

※各用紙については、国税庁のホームページからダウンロードできるほか、税務課や連絡所窓口にて用意しています。



税務署からのお知らせ（令和5年分の所得税等の確定申告会場のご案内）

令和5年分の確定申告会場を、下記のとおり開設します。

確定申告会場	いせシティプラザ（いせ市民活動センター北館） 所在地：伊勢市岩渕一丁目2番29号 ※駐車場の混雑が予想されますので、できるだけ公共交通機関を利用してください。
開設期間	2月16日（金）～3月15日（金）の月曜～金曜日 ※開設期間中、税務署では申告書の作成指導を行っておりません。 ※土曜・日曜日および祝日には開設しておりません。
開設時間	午前9時～午後5時

入場整理券について

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、確定申告会場での当日配付、または、LINE アプリを使ったオンラインによる事前発行の二通りで配付しています。

当日配付分の入場整理券は、当日の午前8時30分から配付します。入場整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。配付状況は国税庁ホームページから確認できます。

LINE アプリを利用されるかたは、国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加してください。メニューの「ホーム」から「国税庁」または「@kokuzei」と入力していただいても友だち追加ができます。



国税庁 LINE 公式アカウント

なお、会場では基本的にご自身のスマホで申告していただけます。事前にマイナポータルアプリをインストールし、下記の2点が必要になりますので、準備をお願いします。

- ① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ② スマホおよびマイナンバーカード（※）

（※）マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードが必要です。

- ・署名用電子証明書（英数字6桁～16桁）
- ・利用者証明用電子証明書（数字4桁）

問い合わせ先 伊勢税務署個人課税第一部門 ☎ 0596②8 3194（ダイヤルイン）

平日の午前8時30分から午後5時まで